平成２４年（フ）第３０号
新潟市南区山王68番地甲
債務者　渡邊しのぶ
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８７２号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目15番１―608号
債務者　髙原　里枝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４８号
大阪市西成区鶴見橋２丁目５番11号　エスプレッソ２Ｆ
債務者　田中　克佳
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８５号
大阪府東大阪市御厨東２丁目５番４号　五百石マンション305号
債務者　小澤　貴志
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番43―1105号
債務者　芦邊　　護
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７号
大阪市浪速区大国１丁目３番４号　レックマンション305号、前住所大阪市浪速区大国１丁目12番23―1004号
債務者　島本ユカリ（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６号
大阪府豊中市城山町３丁目４番10―311号
債務者　岩村芳子こと　梁　　貞姫
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３２号
大阪市東成区大今里西１丁目８―16―213、住民票上の住所大阪府堺市西区鳳中町７丁249番地２　松本ハイツ103号
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番B16―210号
債務者　麻那古哲司
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４２号
大阪府寝屋川市池田本町４番33号
債務者　西村こと　西村　勝彦
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２号
大阪市此花区高見１丁目５番43―306号
債務者　齋藤　一茂
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５２号
大阪市西区立売堀４丁目６番25―1202号
債務者　黒川洋子こと　呉　　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３１号
大阪府高槻市芝生町２丁目11番16―503号
債務者　谷岡　寿絵
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目７番22号
債務者　西川　信晴
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０３号
大阪市東住吉区桑津２丁目４番３号
債務者　土成小夜子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０５号
大阪府豊中市服部西町１丁目９番43号
債務者　朝長　弘次
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
鹿児島県指宿市西方6451番地１
債務者　前原　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１１９５号
仙台市太白区袋原４丁目６番６号
債務者　残間　俊恵
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係